

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可番号 第07510108657号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県下関市長府扇町6番21号

有限会社加藤産業

氏名

代表取締役 加藤 喬士

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

下関市長 前田 晋太郎



許可の年月日 令和4年3月1日

許可の有効年月日 令和11年2月4日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

産業廃棄物の種類

- ①燃え殻
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類
- ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
- ⑩鉱さい
- ⑪がれき類
- ⑫ばいじん
- ⑬紙くず
- ⑭木くず
- ⑮繊維くず
- ⑯動植物性残さ

以上 16 種類

これらのうち①～②、④～⑤、⑩及び⑫は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物を除く。⑥～⑨、⑪及び⑬～⑯は石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。③は水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。

積替え保管できる産業廃棄物の種類

- ・汚泥（廃乾電池に限る。）
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・がれき類
- ・ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

以上 10 種類

これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。また、廃油は水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
・別紙記載のとおり

3. 許可の条件

・下関市大字小野字烏帽子山159での「廃プラスチック類」「紙くず」「繊維くず」の保管は、専用コンテナで行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可年月日 …………… 平成16年 2月 1日  
変更許可年月日 …………… 平成20年 3月 28日  
(保管積替え「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」の追加)  
更新許可年月日 …………… 平成21年 2月 1日  
変更許可年月日 …………… 平成26年 1月 15日  
(「燃え殻」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」「動植物性残さ」「鉱さい」「ばいじん」の追加)  
更新許可年月日 …………… 平成26年 2月 1日  
更新許可年月日 …………… 平成27年 2月 5日 (優良認定)  
変更届出年月日 …………… 平成28年11月 7日 (住所の変更)  
変更届出年月日 …………… 平成29年 3月 17日  
(保管積替え「汚泥(廃乾電池に限る。)」「廃油」及び積替え又は保管を行う場所の追加)  
変更届出年月日 …………… 平成29年10月 30日  
(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加)  
変更届出年月日 …………… 平成30年 3月 20日  
(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加、保管量の変更)  
変更届出年月日 …………… 平成31年 4月 15日  
(下関市長府扇町5番68、69における保管積替え「ゴムくず」及び石綿含有産業廃棄物の追加、保管上限の変更)  
更新許可年月日 …………… 令和 4年 3月 1日

これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。また、廃油は水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

**許可証確認用**

複写及び他の使用目的は無効です

専長  
用  
下関市



保管場所は次の場所に限る。

1. 所在地：下関市大字小野字烏帽子山159

|         |   |  |                    |       |                    |
|---------|---|--|--------------------|-------|--------------------|
| (1)面積   | 積 | ・廃プラスチック類  | 7.4m <sup>2</sup>  | ・紙くず  | 7.4m <sup>2</sup>  |
|         |   | ・木くず   | 9m <sup>2</sup>    | ・繊維くず | 7.4m <sup>2</sup>  |
|         |   | ・ゴムくず  | 9m <sup>2</sup>    | ・金属くず | 9m <sup>2</sup>    |
|         |   | ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず   | 9m <sup>2</sup>    | ・がれき類 | 9m <sup>2</sup>    |
| (2)種類   |   | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類 |                    |       |                    |
| (3)保管上限 | 積 | ・廃プラスチック類  | 8.88m <sup>3</sup> | ・紙くず  | 8.88m <sup>3</sup> |
|         |   | ・木くず   | 2.25m <sup>3</sup> | ・繊維くず | 8.88m <sup>3</sup> |
|         |   | ・ゴムくず  | 2.25m <sup>3</sup> | ・金属くず | 2.25m <sup>3</sup> |
|         |   | ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず   | 2.25m <sup>3</sup> | ・がれき類 | 2.25m <sup>3</sup> |
| (4)高さ   |   | ・廃プラスチック類  | 1.2m               | ・紙くず  | 1.2m               |
|         |   | ・木くず   | 0.75m              | ・繊維くず | 1.2m               |
|         |   | ・ゴムくず  | 0.75m              | ・金属くず | 0.75m              |
|         |   | ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず   | 0.75m              | ・がれき類 | 0.75m              |

2. 所在地：下関市長府扇町5番68、69

種類ごとの面積、保管上限及び高さは以下のとおりとする。

(1)種類：廃油

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (ドラム缶保管)

(3)保管上限：2m<sup>2</sup> (ドラム缶保管)

(4)高さ：0.9m (ドラム缶保管)

(1)種類：廃プラスチック類

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：木くず

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：紙くず

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：繊維くず

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：金属くず

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

(1)種類：がれき類

(2)面積：2.4m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)

(3)保管上限：6m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)

(4)高さ：2.2m (フレコンバック保管)

- (1)種類：ゴムくず
- (2)面積：2.4 m<sup>2</sup> (フレコンバック保管)
- (3)保管上限：6 m<sup>3</sup> (フレコンバック保管)
- (4)高さ：2.2 m (フレコンバック保管)

**許可証確認用**

複写及び他の使用目的は無効です

- (1)種類：金属くず、汚泥 (廃乾電池に限る。)
- (2)面積：0.72 m<sup>2</sup> (ドラム缶保管)
- (3)保管上限：0.6 m<sup>3</sup> (ドラム缶保管)
- (4)高さ：屋内保管

- (1)種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
(廃蛍光灯、HID ランプ及び放電ランプに限る。)
- (2)面積：1.44 m<sup>2</sup> (ドラム缶保管)
- (3)保管上限：1.2 m<sup>3</sup> (ドラム缶保管)
- (4)高さ：屋内保管

これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。また、廃油は水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。

以下余白